

# 平成29年度事業計画

## 事業計画の策定にあたって

今年度は、本協会が創立50周年を迎える記念の年となるが、この節目の年を迎えるにあたり、記念式典の挙行、記念講演会の開催、記念誌の発行等の記念事業の実施を既に決定しており、今後は各実行担当委員会で事業の具体的な準備作業を進める。

今日まで、本協会は建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための様々な活動を積極的に行ってきたが、この節目を契機として、今後もこのような事業活動を継続的に推進してその発展・向上に努め、次の節目に向かって引き続き努力していく。

## 事業計画

### 1. 総務・企画に関すること

#### (1) 構成員（会員）の増強等組織の拡充

- ・講習会、事務所登録の新規・更hands続の機会等の色々な機会を通じて、建築士事務所協会の紹介や加入促進に向けたパンフレットの配布、キャンペーン事業の実施等、建築士事務所のPRと加入促進を行う。

#### (2) 建築士法で定められた法定団体として、建築士法第27条の5（苦情の解決）に基づく苦情の解決業務の実施

#### (3) 第41回建築士事務所全国大会（和歌山開催）への参加計画の調整

- ・開催日：平成29年10月6日（金）
- ・開催場所：和歌山

#### (4) 行政機関等との相互連携の調整及びその事業推進に係る業務協力の統括

#### (5) 協会の運営に関わる関連諸規定の整備

#### (6) 建築士事務所の業務の適正化、倫理の確立

#### (7) 他の委員会に属さない事業への処理・対応

### 2. 広報・編集に関すること

#### (1) 協会の広報活動の実施

- ・ホームページを活用した広報活動の充実を図り、迅速な情報提供を幅広く行う。
- ・広報誌：会報「建築とっとり」を編集・発行し、諸機関に配布するとともにホームページへ掲載して情報発信する。

#### (2) 建築士事務所のキャンペーンの実施

- ・建築士法に規定された団体としての社会的意義及び役割等について、会員事務所、未加入事務所、県民へ周知するためのキャンペーンを、他団体主催のイベント等に参加して「住まいの無料相談会」を主体として実施する。

#### (3) 建築CPD情報提供制度の活用推進のための情報提供

- ・認定対象となる講習会の開催にあたっては、建築CPDの認定を取得する。

### 3. 業務・技術に関すること

#### (1) 法定講習及び知事指定講習の円滑な運営・実施への協力

- ・登録講習機関（公財）建築技術教育普及センター、（一社）日本建築士事務所協会連合会、及び（一社）鳥取県建築士会と連携しながら、円滑な講習会の運営・実施を図って行く。

① 「建築士定期講習」（法定講習）の開催（建築士会と共催）

年度を4期に分けて、今年度は6回程度の開催を予定し、建築士事務所協会は第3、4期目に2回の講習を実施する。

- ・第3期 平成29年10月11日(水) 伯耆しあわせの郷 定員70名
- ・第4期 平成30年3月7日(水) 伯耆しあわせの郷 定員30名

② 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」（知事指定講習）の開催

建築士事務所の管理建築士及び開設者の資質向上を図り、業務の健全な発展に寄与するため、知事指定を受けて講習会を行う。

(2) 業務・技術に関する講習等の実施

① 技術講演会、講習会、研修会、視察等の企画構築

- ・県外研修会の実施

② 日事連企画講習等

- ・「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」研修会の実施
- ・「工事監理ガイドライン」に関する講習会の実施

(3) 設計業務他に係る図書等の編集・発行

- ・「建築工事歩掛・単価表」の作成・発行等

(4) 既存木造住宅（民間）の耐震診断等業務の協力

- ・各市町村が実施している木造住宅耐震診断業務の推進への協力
- ・木造住宅耐震診断委員会の開催（随時）

(5) 高齢者居住住宅（民間）の改修事業への協力

- ・高齢者居住住宅（民間）の改修に際し、助言等を行う指導員（建築士）を派遣する事業（行政機関が実施）への実施協力

(6) 建築士事務所賠償責任保険制度の加入促進

4. 創立50周年事業の実施に関すること

今年度は本協会創立50周年目の年であり、実行委員会が各記念行事を分担して準備し、下記の日程により開催する。記念式典は新年互礼会と併催とする。

- ・記念講演 担当委員会：総務企画委員会  
開催日：平成29年11月25日(土) 開催場所：ハワイアロハホール（予定）
- ・記念式典 担当委員会：業務技術委員会  
開催日：平成30年1月26日(金) 開催場所：ホテルニューオータニ鳥取
- ・記念誌 担当委員会：広報編集委員会

5. 建築士事務所登録等の業務に関すること

「指定事務所登録機関」として、県と綿密な連携を図りながら適正な建築士事務所登録等の業務を実施する。

## 6. 地域研修・研究事業活動に関すること

- 地域毎に独自の研修・研究事業に取り組み、技術等の研鑽・知識の向上を図るための活動を実施するとともに、地域まちづくり・住環境整備等の支援事業にも取り組む。

## 7. 建築物耐震化の推進に関すること

### (1) 既存建築物耐震診断等評定業務の実施

- 鳥取県耐震診断等評定委員会及び専門委員会の開催
- 評定対象建築物 5棟程度を予定（公共・民間施設）
- 評定委員会 2回程度を開催予定
- 専門委員会 評定委員会に合わせて開催し、予備審査・修正確認審査を実施する。

### (2) 耐震診断・耐震改修に係る相談対応業務の実施

- 相談窓口を設置し、建物所有者からの様々な耐震診断・改修に係る相談に応じる業務を実施

### (3) 行政機関が実施する耐震化推進事業への協力

- 行政機関が所管する建築物の耐震診断・改修等への実施・協力

## 8. 特定建築物の定期調査等の推進に関すること

### (1) 特定建築物の定期調査業務（民間）

- 特建審査委員会の開催（随時）
- 調査対象建築物 90件程度の予定（映画館、集会場、百貨店、マーケット等）  
特定行政庁への報告提出期間 平成29年10月1日～12月31日

### (2) 特定建築物の定期点検等に係る調査業務への協力（公共施設）

## 9. 適合証明業務の実施に関すること

本年度は、住宅金融支援機構の「適合証明技術者」の新規・更新登録年度ではないため、登録者の登録事項の変更等に対応する。